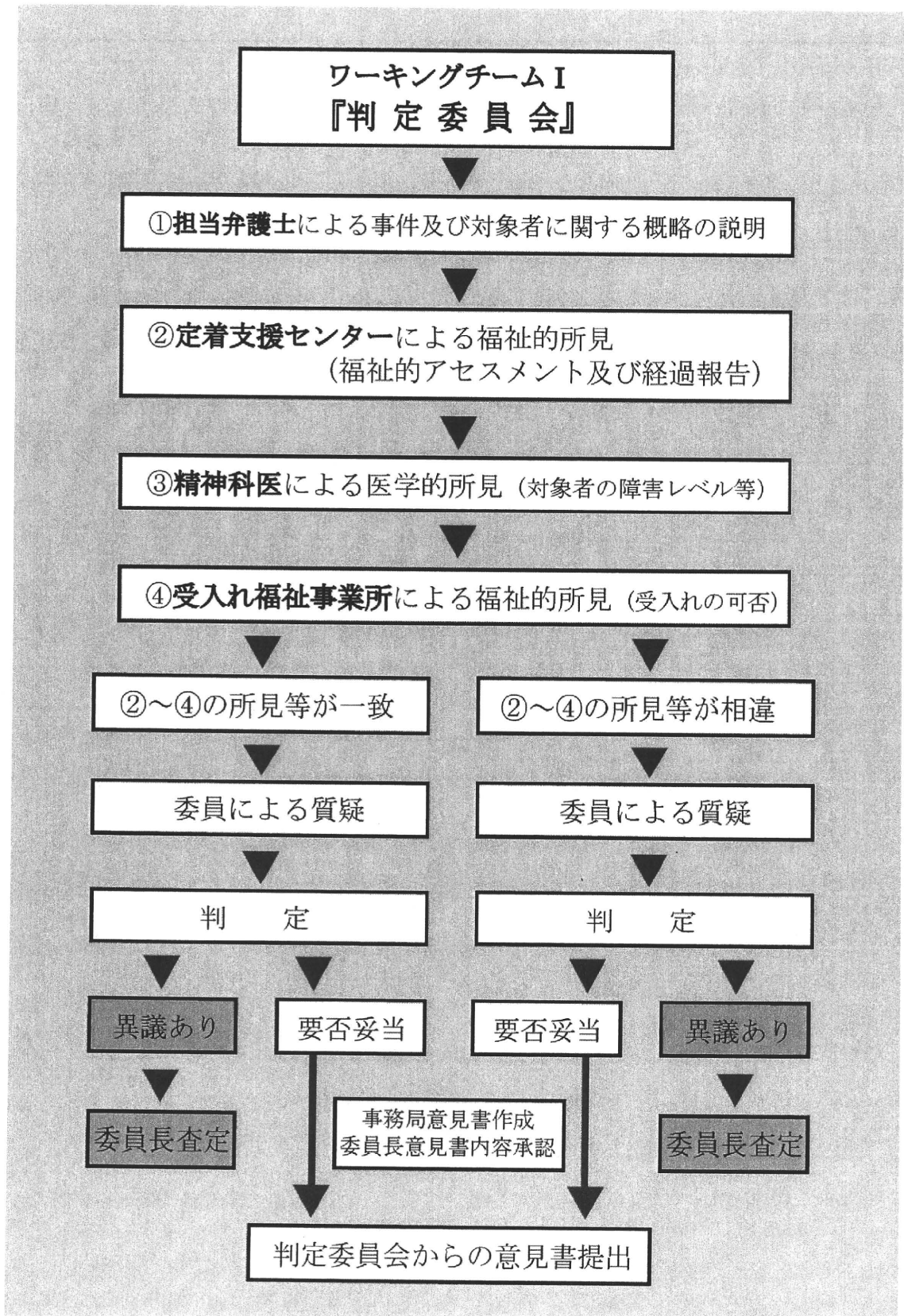


図5 判定委員会 判定スキーム



1.2 平成 22 年度の「判定委員会」の状況について

1.2.1 「判定委員会」の開催状況

平成 22 年度は「判定委員会」を 7 回開催した。実施状況等については表 1 の通りである。

1.2.2 対象者について

平成 22 年度に「判定委員会」に係った対象者は 4 名である。対象者の詳細及びその経過については表 1 の通りである。

1 名が公判途中で本人が無罪主張、1 名が第一審実刑（懲役 6 月）で控訴審により懲役 10 月執行猶

予 4 年保護観察付、1 名が執行猶予 3 年（懲役 1 年 2 月）、そして 1 名が「地域社会内訓練事業」の対象とせず（対象外）の状況である。この中で「判定委員会」からの意見書を提出した対象者が 2 名であった。B 氏において提出した書類については参考資料 1～8 にまとめた。

また、「判定委員会」の候補者としてあげられたが、検討の結果「判定委員会」で諮られていない対象者が 4 名いる。対象者の詳細及びその経緯については表 2 の通りである。

表 1 平成 22 年度判定委員会に係る対象者の「経過報告」（平成 23 年 4 月 15 日現在）

	経過等	意見書	確約書 (地域社会内訓練事業所)	確約書 (地域生活定着支援センター)
<p><b>A 氏</b> 50 代:男性 知的障がいの疑い</p> <p>障害者手帳：未 罪名：強制わいせつ未遂</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 留置場勾留中に、市障害福祉課より相談あり</li> <li>○ 「第 1 回判定委員会」対象者</li> <li>○ 拘置所勾留中に、精神科診療所及び地域生活定着支援センター関与により「療育手帳」「障害程度区分」を取得</li> <li>○ 初公判(平成 22 年 9 月) 争点：無罪</li> <li>○ 無罪を主張しているため、現在審理中</li> <li>○ 平成 23 年 4 月の公判において、3 人目の国選弁護人が釈放後の受け入れに関する「確約書」を提出。但し、その記載内容は、無罪を主張していることから受け入れ先を「地域社会内訓練事業所」とは限定せず、「社会福祉法人南高愛隣会が運営する福祉事業所で受け入れる」と記載</li> </ul>	<p>不提出</p>	<p>提出</p> <p>但し、受入先を地域社会内訓練事業所とは限定せず</p>	<p>不提出</p> <p>担当弁護士へは提出したが、裁判官へは提出せず</p>
<p><b>B 氏</b> 30 代:男性 発達障がいの疑い</p> <p>障害者手帳：未 罪名：窃盗</p> <p>※ 執行猶予中の再犯 ※ 在宅起訴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 起訴後に国選弁護人より相談あり</li> <li>○ 「第 2 回判定委員会」対象者</li> <li>○ 発達障害が疑われた為、第一審判決までに診断を行い「広汎性発達障害」「特定不能」の診断書を裁判官へ提出...</li> <li>○ 第一審(平成 22 年 9 月)結審していたが、弁護再開となったものの実刑判決が下る。 情状証人：地域生活定着支援センター 判決(平成 22 年 10 月)：実刑(懲役 6 月)</li> </ul> <p>&lt;以下、一審後に行った支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 任意保護で更生保護施設へ入所。</li> <li>○ 地域社会内訓練事業所の更生プログラム利用開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害等に関する本を読んだ感想</li> <li>・ ボランティア(地域清掃)</li> </ul> </li> <li>○ 以下の福祉的手立てを行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神科受診(診断名確定)</li> <li>・ 生活保護受給</li> <li>・ 福祉事業所(就労継続支援事業 A 型)利用</li> <li>・ 発達障害者支援センター利用開始</li> <li>・ 障害福祉サービス受給者証取得</li> </ul> </li> </ul>	<p>不提出</p>	<p>不提出</p>	<p>提出 不同意</p>
		<p>提出 不同意</p>	<p>不提出</p> <p>担当弁護士へは提出したが、裁判官へは提出せず。</p>	

	<p>○ 控訴審(平成 23 年 2 月)  <b>情状証人</b>：①地域社会内訓練事業所(社会福祉士)  ②更生保護施設(補導主任)</p> <p><b>判決</b>(平成 23 年 3 月)：  懲役 10 月、執行猶予 4 年保護観察付</p> <p>主な判決理由：  ① 事件が軽微である  ② 「広汎性発達障害 特定不能のもの」がある  ③ 生活環境が不備であった。  ④ 被害者品が還付され、被害感情もない  ⑤ 本人に更生の意欲がある  ⑥ 確かな身元引受人がいる(地域社会内訓練事業所)  ⑦ 現に更生保護施設に入所し、社会福祉士が作成した更生プログラムを順調にこなしている。</p> <p>○ 更生保護施設から「地域社会内訓練事業所」へ移行</p>			
<p>C氏  30代:男性  精神疾患あり</p> <p><b>障害者手帳</b>：未</p> <p><b>罪名</b>：  道路交通法違反等</p>	<p>○ 起訴後に国選弁護士より相談あり</p> <p>○ 「第2回判定委員会」対象者</p> <p>○ 初公判・結審(平成 22 年 10 月)  判定委員会において意見書」発行。「意見書」「確約書(地域社会内訓練事業所)」「確約書(地域生活定着支援センター)」がすべて証拠採用される。  <b>情状証人</b>：地域社会内訓練事業所  <b>判決</b>(平成 22 年 10 月)：  懲役 1 年 2 月 執行猶予 3 年</p> <p>○ 判決翌日医療的アセスメントを実施するため、精神科病院へ「任意入院」。</p> <p>○ 任意入院期間中に「福祉サービス利用(地域社会内訓練等)」拒否  医師・P.S.W・母親・福祉関係者(地域社会内訓練事業所・長崎定着等)による再三の説得にも応じないようになる。</p> <p>○ 強制退院。強制退院後も自宅訪問による説得(「地域社会内訓練事業所の利用は司法との約束」)や本人による「地域社会内訓練事業所」の見学等を実施するが、「施設には行かない」との主張変わらず。  <b>本人の主訴</b>  ・ 福祉の支援は受けたくない。  ・ 直ぐに働きたいし、知人からも仕事の紹介があつている。  ・ 自分は障がい者じゃないので、障がい者と一緒に暮らせない。  ・ 好きな女性もいるし、携帯電話も自由に使いたい。  ・ 年明けから「営業の仕事」が決まった。</p> <p>○ 平成 22 年 12 月末に、本人と母親と面談し、本人の意向とこれまでの経緯を踏まえ、C氏に対する支援を終了する。</p>	<p><b>提出</b>  証拠採用</p>	<p><b>提出</b>  証拠採用</p>	<p><b>提出</b>  証拠採用</p>
<p>D氏  30代:男性  精神疾患あり</p> <p><b>障害者手帳</b>：未</p> <p><b>罪名</b>：窃盗</p>	<p>○ 留置場勾留中に「国選弁護士」より相談あり。</p> <p>○ 「第2回判定委員会」対象者</p> <p>○ 抑うつ傾向ではあったが精神障がいとしての可能性は薄く、本人自身も福祉サービスを望んでおらず、また、医療による薬物依存の治療が優先されたことから、「支援非該当」とする。</p>	<p><b>非該当</b></p>	<p><b>非該当</b></p>	<p><b>非該当</b></p>

表2「判定委員会」で諮られていない対象者の「経過報告」（平成23年4月15日現在）

	経過等	意見書	確約書 (地域社会 内訓練事業 所)	確約書 (地域生活 定着支 援センタ ー)
<p><b>X氏</b> 40代:女性 精神疾患あり</p> <p>障害者手帳：未 罪名：窃盗</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 起訴後に国選弁護士より相談あり</li> <li>○ <u>担当弁護士より「福祉支援は必要ないので断ってほしいと本人が言っている」と福祉支援依頼を白紙にした旨の連絡あり。</u></li> <li>○ <u>上記内容より支援終了とする。</u></li> </ul>	/	/	/
<p><b>Y氏</b> 50代:男性</p> <p>障害者手帳：未 罪名：器物破損、 住居侵入未遂</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 起訴後に国選弁護士より相談あり</li> <li>○ <u>障がいの可能性が極めて薄く、高齢者でもないため(一般者)、支援非該当とする。</u></li> </ul>	/	/	/
<p><b>Z氏</b> 40代:男性 知的障がい者</p> <p>障害者手帳：有 罪名：窃盗、傷害 ※ 執行猶予中 の再犯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 起訴後に区障害福祉課より定着へ相談あり</li> <li>○ <b>第一審・結審(平成22年10月)</b> 既に結審していたが「確約書(地域社会内訓練事業所)」 「確約書(地域生活定着支援センター)」を担当弁護士へ提出。 <b>判決：実刑判決</b></li> <li>○ <b>控訴審(平成23年2月)</b> 国選弁護士が第一審で提出した「確約書」が現時点でも有効である旨の「証明書」を発行。 <b>判決：実刑(懲役1年7月)</b></li> </ul> <p>主な判決理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>知的障がいは認められるが軽度であり責任能力はある。</u></li> <li>② <u>犯行に常習性がある。</u></li> <li>③ <u>本人を支える福祉支援があることは分かるが、罪は罪として一度償うべきである。</u></li> </ul> <p>※ <u>被害者との示談が未成立であった。</u></p>	/	提出	提出
<p><b>W氏</b> 20代:男性 知的障がい者 精神障がい者</p> <p>障害者手帳：有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 留置場勾留中に障害者相談支援事業所より相談あり。</li> <li>○ <u>本人は福祉支援(地域社会内訓練の利用)を一貫して拒否。</u></li> <li>○ 現在、<u>拘置所にて勾留中</u></li> </ul>	/	/	/

### 1.3 成果について

平成 22 年の「判定委員会」においてあげられた成果は以下の通りである。

- ・ 拘置所勾留中に、拘置所外部の精神科医が診察（診断）に赴き、また県（知的障害者更生相談所）の判定員も心理判定に赴いたことで、それらの結果が反映され、拘置所勾留中に「療育手帳」取得につながった。（B氏）
- ・ 拘置所勾留中に、拘置所外部の精神科医が診察に赴き、また市町村障害福祉課の調査員も認定調査に赴いたことで、それらの結果が反映され、拘置所勾留中に「障害程度区分（介護給付）」の支給決定につながった。（A氏）
- ・ 既に結審していた公判であったが、精神科医による診断書を提出することで弁論再開につながった。（B氏）
- ・ C氏の公判において初めて、「判定委員会」による「意見書」、地域社会内訓練事業所による「確約書」、地域生活定着支援センターによる「確約書」がすべて証拠採用となった。（C氏）
- ・ 執行猶予中に窃盗事件を惹起（在宅起訴）し、第一審で実刑判決が下っていたB氏が、第一審後から控訴審に至るまで「地域社会内訓練事業所」による更生プログラムを利用し、その更生に向けた取り組みや広汎性発達障害（特定不能のもの）等が控訴審において認められ、逆転の「保護観察付執行猶予判決」が下った。（C氏）

#### 【主な判決理由】

- ・ 事件が軽微である。
- ・ 「広汎性発達障害 特定不能のもの」がある。
- ・ 生活環境が不良であった。
- ・ 被害品が還付され、被害感情もない。
- ・ 本人に更生の意欲がある。
- ・ 確かな身元引受人（地域社会内訓練事業所）がいる。
- ・ 現に更生保護施設に入所し、社会福祉士が作成した更生プログラムを順調にこなしている。

### 2 「更生プログラム開発委員会」について

長崎県の社会福祉法人南高愛隣会での「地域社会内訓練事業所」を中心に、全国4か所（岩手県、栃木県、滋賀県、長崎県）で対象者を受け入れ、「更生プログラム開発に関する研究」を実施した。

#### 2.1 「更生プログラム開発委員会」の概要

##### 【目的】

保護観察付の執行猶予判決等を受けた障がい者を対象に、再犯防止や更生自立の為に地域社会内訓練（モデル事業）を、福祉事業所で福祉サービスを利用し実施するにあたり、社会福祉法人南高愛隣会でのモデル事業対象者10名及び他県の先駆的な実践を通して、有効な更生プログラムの開発研究を行う。更生プログラム開発に際しては、福祉、医療、法務、警察、教育等の関連機関と連携しプログラム内容のみならず、有効な教材や地域資源等の活用についても検討する。

##### 【構成】

###### ◎委員長

学識経験者（教育・福祉・心理部門）

###### ○副委員長

地域社会内訓練事業所所長（社会福祉法人南高愛隣会）

###### 委員

学識経験者（医学博士）

学識経験者（精神障がい者）

発達障がい者支援センター

更生保護施設所長

作業療法士

###### 研究協力者（協力委員）

滋賀県地域生活定着支援センター

栃木県 社会福祉法人紫野の会

とちぎ地域生活定着支援センター

岩手県地域生活定着支援センター

研究分担者

### 2.2 平成 22 年の「更生プログラム開発委員会」の状況について

#### 2.2.1 対象者について

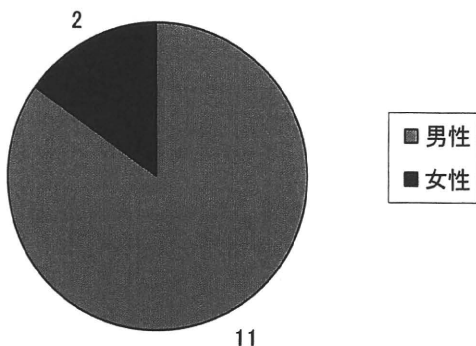
平成 23 年 5 月現在、長崎県 7 名、滋賀県 3 名、岩手県 1 名、栃木県 2 名計 13 名を対象として、福祉的更生改善支援（訓練）を目的とする「地域社会内訓練」の更生プログラムの開発に取り組んでいる。対象者は表 3 の通りである。

男性 11 名、女性 2 名である。障がい種別は、知的障がい（10 名）発達障がい（2 名）知的障がい・発達障がい（1 名）であり、知的障がい者を中心とした更生プログラム開発と言える。また、犯罪名は重複もあるが、窃盗 6 名、性的問題行動 4 名、その他 5 名（放火、暴行、公務執行妨害、詐欺）となっており、知的障がいのある方が犯しやすい傾向にある窃盗、性的問題行動に焦点をあてた更生プログラムが例示できると考えている。

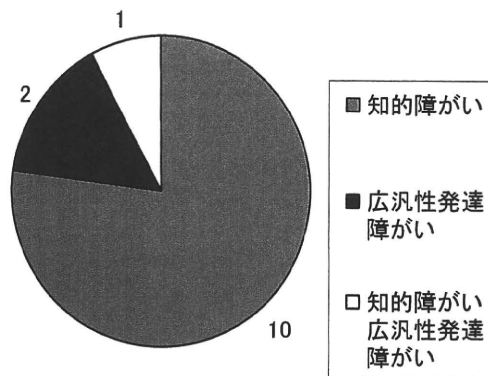
表3 更生プログラム開発研究対象者一覧

地域	順	氏名	性	年齢	障がい種別	手帳の種類・程度	区分	罪名	判決・処分	福祉サービス(日中)	福祉サービス(生活)	備考	
長崎	1	H氏	男	10代	知的	療育手帳B1	2	建造物侵入・窃盗	保護観察	自立訓練(生活訓練)	共同生活介護(ケアホーム)		
	2	M氏	男	30代	知的	療育手帳B	2	放火	保護観察付執行猶予4年	"	"		
	3	K氏	男	20代	広汎性発達障がい	精神障害者手帳2級	2	強制わいせつ未遂	執行猶予4年	"	"		
	4	Y氏	女	10代	知的	療育手帳B2	2	家宅侵入・窃盗	保護観察	"	"		
	5	O氏	女	40代	知的	療育手帳B	3	暴行	執行猶予3年	"	(更生保護施設)		
	6	N氏	男	20代	知的	療育手帳B	5	(窃盗)	(実刑2回)	"	"	共同生活介護(ケアホーム)	長期無断外出中
	7	U氏	男	30代	広汎性発達障がい	なし	無	窃盗	保護観察付執行猶予4年	"	"	共同生活援助(グループホーム)	※「判定委員会」B氏
滋賀	1	A氏	男	20代	広汎性発達障害 知的	療育手帳B2 精神障害者手帳	1	迷惑行為等防止条例違反 (猥褻行為)	執行猶予5年	就労継続支援A型	共同生活援助(グループホーム)		
	2	B氏	男	30代	知的	療育手帳B2	1	迷惑行為等防止条例違反 (猥褻行為)	執行猶予	就労継続支援A型	在宅		
	3	C氏	男	50代	知的	療育手帳B1	未定	公務執行妨害	執行猶予3年	今後利用予定	在宅		
岩手	1	T氏	男	40代	知的	療育手帳B	3	詐欺罪	執行猶予3年	短期入所	(宿泊型自立訓練 利用希望)	相談支援登録者 ショートステイ	
	1	A氏	男	30代	知的	療育手帳B1	無	窃盗	懲役刑	(旧法)入所更生施設		矯正施設の 出入り繰り返す (16年間)	
栃木	1	A氏	男	30代	知的	療育手帳B1	無	窃盗	懲役刑	(旧法)入所更生施設		矯正施設の 出入り繰り返す (30年間)	
	2	B氏	男	50代	知的	療育手帳B2	無	窃盗・強姦・放火等	満期	(旧法)入所更生施設		矯正施設の 出入り繰り返す (30年間)	

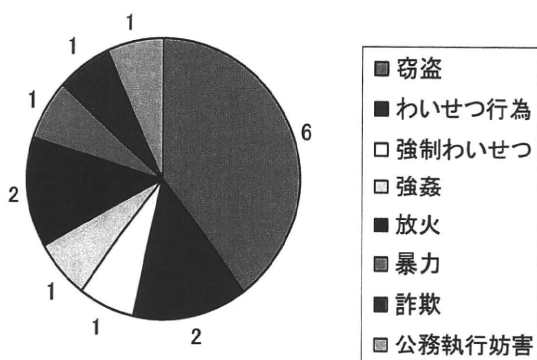
性別



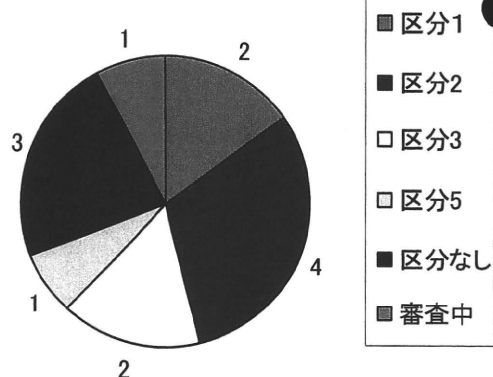
障がい種別



罪名(今刑)

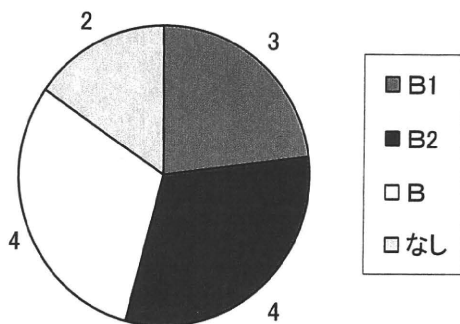


障がい程度区分

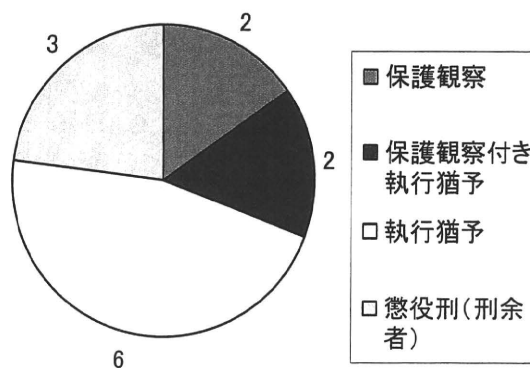


介護給付は支援の必要性に応じて、非該当、区分1～6に区分される。(重度→軽度)訓練等給付のみ申請する場合は、区分なしとなる。

療育手帳の有無



判決・処分(今刑)



## 2.22 長崎県での実践

### 2.22.1 「地域社会内訓練事業所」の概要

長崎県では社会福祉法人 南高愛隣会の福祉事業所の「トレーニングセンターあいりん(自立訓練(生活訓練))」(定員 20 名)(以下「あいりん」と「グループホーム・ケアホーム群さつき(共同生活援助、共同生活介護)」(定員 24 名)(以下「さつき」)を「地域社会内訓練事業所」として、モデル的实施を行った。

「あいりん」「さつき」では、一体となり 24 時間体制での訓練を実施している。「あいりん」は、犯罪や反社会的な問題行動を起こした人の更生改善のための訓練に特化した自立訓練事業所であり、「さつき」も、同様に生活訓練を目的とした有期限のトレーニングホームの役割を担っている。

「地域社会内訓練事業所」での受け入れから更生プログラム終了までの流れは図 6 の通りである。

### 2.22.2 基本指針

更生プログラム開発においては基本指針として、次の点に留意して実施することとする。

- ・ 支援者の利用者間は「対等な人」としての人間観を基本に据える
- ・ 意図的、計画的な働きかけによる反応・言動を手がかりとし、ラポール形成の努力を行うと共に具体的手立てとしてのプログラム作りへと繋げていく。
- ・ 肯定受容を基本としてストレングス手法で向き合うことにより、問題を抱える弱い部分(生きにくさ)を強い部分(良い心)へと変容させる
- ・ あくまで、本人の幸せ・夢・希望の実現に向けての支援が基本であり、更生改善、再犯防止は結果である。
- ・ アセスメントを重視し、多面的に詳細に実施する。

### 2.22.3 アセスメント

更生プログラム立案には、まずアセスメント(環境調査、ニーズ調査、課題分析)が極めて重要になる。犯罪の背景を探ると、特に家庭環境、生育歴に大きな問題性を持つ人が多いのが特徴である。また、更生プログラムの効果測定には、客観的な指標が必要であり、各種心理検査(評価尺度)は、課題分析のみならず定期的実施することにより効果測定の指標としても有効なことから、7 種類の評価尺度を活用している。

「地域社会内訓練事業」においては、以下の側面から、アセスメントを実施している。

- 環境調査
  - ・ 生活歴、成育歴、犯罪歴、家族環境
  - ・ 情報収集先  
(地域生活定着支援センターを中心として各関係機関より収集、本人・家族との面談、家庭訪問)
- 医学的所見
  - ・ 精神科へ受診(必要に応じて通院、投薬)
  - ・ 健康診断
- 各種チェックリスト(心理検査等)
  - ・ 適応行動尺度(ABS)
  - ・ 支援尺度(SIS)
  - ・ S-M 社会生活能力検査
  - ・ PARS
  - ・ 新版 TEG II 東大式エゴグラム Ver. II
  - ・ バウムテスト(The Tree Test)
  - ・ ロールシャッハテスト
  - ・ 精研式文章完成法テスト(SCT)
- 生活、行動場面での観察
  - ・ 基本的な生活能力(ADL、IADL)
  - ・ 職業能力、体力
- 本人のニーズ調査
  - ・ 面談、アンケート(記述式)
- 家族へのニーズ調査
  - ・ 家庭訪問、面談、アンケート
- 課題分析
  - ・ 各関係機関を含めた個別支援会議にて検討

### 2.22.4 長崎県における実績

長崎県においては「更生開発プログラム」の対象者は 7 名であった。その内、公判中に依頼を受けたモデル 1 の対象者は 1 名、判決・処分後に依頼を受けたモデル 2 の対象者は 6 名であった。

尚、「判定委員会」を経ての受け入れは、モデル 1 の 1 名である。

各対象者の詳細は表 4 の通りである。



図6 「地域社会内訓練事業」の流れ

「地域社会内訓練事業」における受入れ～更生プログラム終了までの流れは以下の通りである。

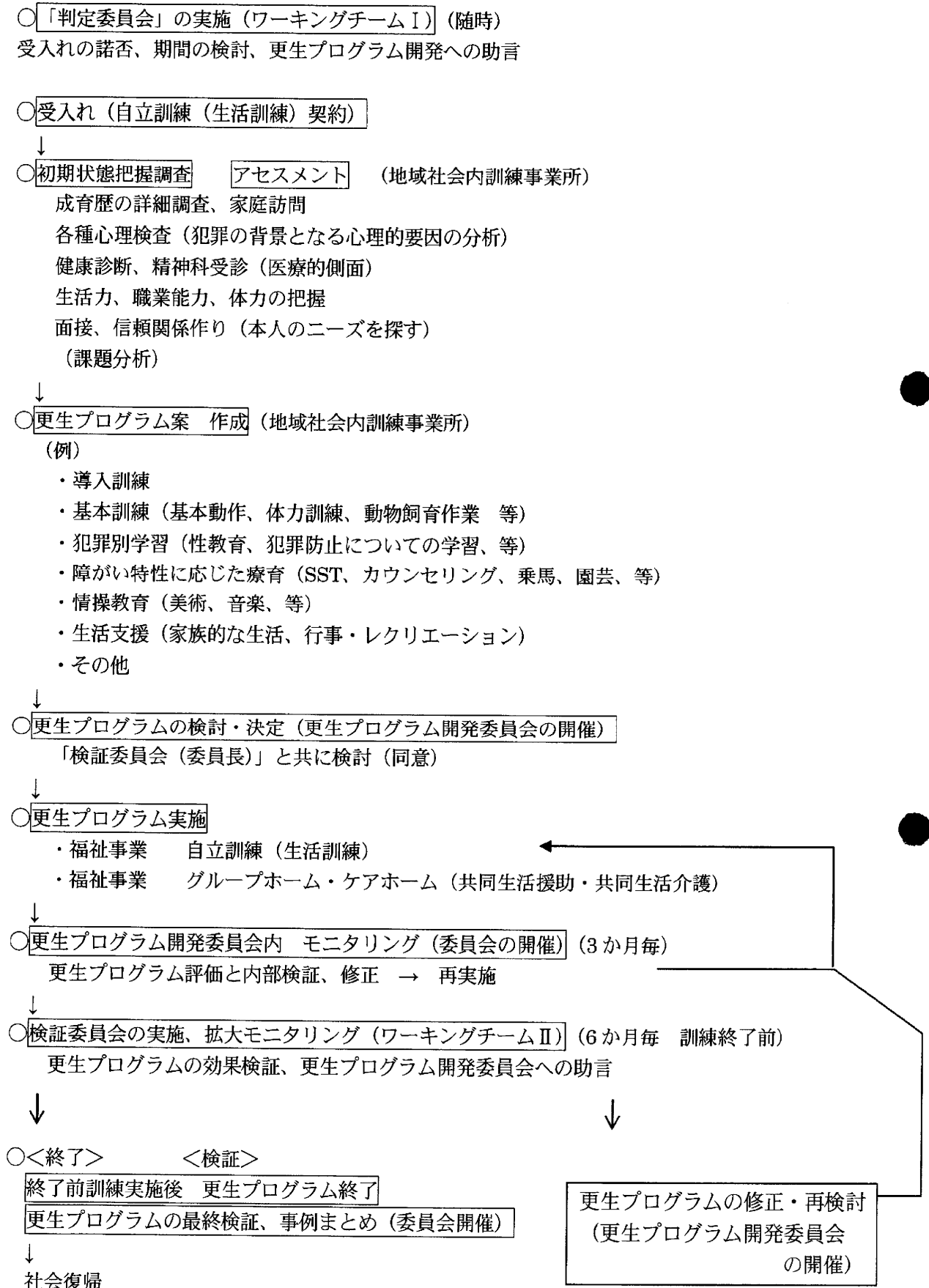


表4 「地域社会内訓練事業所」(長崎県)における更生プログラム対象者詳細

	長崎 7U氏 (「判定委員会」対象者B氏)
受け入れ形態	モデル1 (公判中から関与)
性別	男
受入れ時の年齢	30代
障がい種別	広汎性発達障がい
手帳の有無	無
障害程度区分	申請中
罪名	窃盗
判定委員会開催の有無 (公判中からの関与)	有
判決	地裁判決 懲役6月 高裁判決 懲役10月 保護観察付執行猶予4年
保護観察の有無	有
現在利用中の福祉事業所名	日中：あいりん (自立訓練 (生活訓練)) 生活：さつき (共同生活援助・共同生活介護)
福祉サービス受給量	自立訓練 (生活訓練)：27日/月 共同生活援助：31日/月
その他の制度活用	さつきへ委託保護
所得保障	生活保護
支援プログラムの特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法と福祉の連携による協働で行う更生支援</li> <li>・ 食べ物に不自由なく安心して暮らせる環境を整える</li> <li>・ 発達障がいの特性に応じた罪への反省と償い、再出発に向けた支援</li> </ul>

	長崎 1H氏	長崎 2M氏	長崎 3K氏
受け入れ形態	モデル 2 (判決・処分決定後から関与)	モデル 2 (判決・処分決定後から関与)	モデル 2 (判決・処分決定後から関与)
性別	男	男	男
受入れ時の年齢	10代	30代	20代
障がい種別	知的障がい	知的障がい	広汎性発達障害 ADHD (不注意優勢型) の傾向
手帳の有無	療育手帳 B1	療育手帳 B	精神障害者保健福祉手帳 2級
障害程度区分	区分 2	区分 2	区分 2
罪名	建造物侵入 窃盗	放火	強制わいせつ未遂
判定委員会開催の有無 (公判中からの関与)	無	無	無
判決	保護観察	懲役 3年 保護観察付執行猶予 4年	執行猶予 4年
保護観察の有無	有	有	無
現在利用中の福祉事業所名	日中:あいらん(自立訓練(生活訓練)) 生活:さつき(共同生活援助・共同生活介護)	日中:あいらん(自立訓練(生活訓練)) 生活:さつき(共同生活援助・共同生活介護)	日中:あいらん(自立訓練(生活訓練)) 生活:さつき(共同生活援助・共同生活介護)
福祉サービス受給量	自立訓練(生活訓練): 27日/月 共同生活援助: 31日/月	自立訓練(生活訓練): 27日/月 共同生活介護: 31日/月	自立訓練(生活訓練): 27日/月 共同生活介護: 31日/月
その他の制度活用	さつきへ委託保護	無	無
所得保障	障害基礎年金申請	障害基礎年金 2級 (66,008円/月)	障害基礎年金 2級 (66,008円/月)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信頼関係づくり</li> <li>・ アニマルセラピーによる心を育む</li> <li>・ 保護観察の有効性</li> <li>・ 理解力を補う工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較的早い段階で、「地域社会内訓練事業所」での訓練を終了し執行猶予期間を残して福祉サービスへ移行を試みる</li> <li>・ 保護観察の有効性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療・福祉を中心として、様々な福祉事業所・関連機関が連携し支援する、福祉サービスのトータルパッケージ、ネットワークで支援する。</li> </ul>

	長崎 4Y氏	長崎 50氏	長崎 6N氏
受け入れ形態	モデル 2 (判決・処分決定後から関与)	モデル 2 (判決・処分決定後から関与)	モデル 2 (判決・処分決定後から関与)
性別	女	女	男
受入れ時の年齢	10代	40代	20代
障がい種別	知的障がい	知的障がい (ADHD 疑い)	知的障がい 広汎性発達障害
手帳の有無	療育手帳 B2	療育手帳 B	療育手帳 B
障害程度区分	区分 2	区分 3	区分 5
罪名	家宅侵入 窃盗	暴行罪	① 窃盗 ② 建造物侵入・窃盗未遂 ③ 特殊開錠用具の禁止等に関する法律違反
判定委員会開催の有無 (公判中からの関与)	無	無	無
判決	保護観察 (~平成 27 年)	懲役 6 月 執行猶予 3 年	① 実刑 1 年 執行猶予 2 年 ② 実刑 1 年、猶予残 1 年で実刑 2 年 ③ 実刑 8 月
保護観察の有無	有	無	無
現在利用中の福祉事業所名	日中：あいりん (自立訓練 (生活訓練)) 生活：さつき (共同生活援助・共同生活介護)	日中：あいりん (自立訓練 (生活訓練)) 生活：更生保護施設	日中：あいりん (自立訓練 (生活訓練)) 生活：さつき (共同生活援助・共同生活介護)
福祉サービス受給量	自立訓練 (生活訓練)：27 日/月 共同生活介護：31 日/月	自立訓練 (生活訓練)：28 日/月	自立訓練 (生活訓練)：31 日/月 共同生活介護：31 日/月
その他の制度活用	さつきへ委託保護	更生保護施設 (同法人内) へ委託保護	無
所得保障	特別児童扶養手当 (1 級 50,750 円/月)	生活保護 (医療扶助)	障害基礎年金 2 級 (66,008 円/月)
支援プログラムの特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校 (高等部) への進学を目標としたが、問題行動の改善、基本的な生活能力の向上訓練を優先する計画に変更</li> <li>時間をかけて全人間的な成長を目標とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な移行先に向けての訓練</li> <li>対人トラブルの軽減を図り、集団での生活を可能にする</li> <li>良い対人関係を築く為の基本的な生活スキルを学ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県にまず帰ってくる為の支援</li> <li>訓練を全面に出すのではなく、生活介護のメニューを活用し、楽しく安定した生活を目標とする</li> <li>無断外出を想定した心構え</li> </ul>

### 2.2.3 滋賀県での実践

滋賀県においては、3事例共相談支援専門員による個別支援計画がたてられ、いずれも在宅生活をベースに実施され始めた段階にある。プログラム内容や実施方法・効果・課題等についても追ってまとめていく。

### 2.2.4 岩手県での実践

岩手県においては1事例を対象に、地域生活定着支援センターと相談支援専門員によるアセスメント段階にある。受け入れ福祉事業所等での個別支援計画と支援の実施は今後取り組んでいく。

### 2.2.5 栃木県での実践

栃木県においては、2事例を挙げて支援の根幹を成す福祉の捉え方・姿勢・役割について問題を提起している。一人ひとりの「生きにくさ」の理解と状況に応じた丁寧な個別の支援を行うことにより、選ばれる福祉となるべく「枠」からはずれた人を排除せず、「枠」を大きくして支援する勇気と覚悟を必要としている。又、再犯を防止することが目的ではなく、人との関係性を育て、その人の人生を豊かに支援することが福祉の役割とし、方向性・理念を提起した。

## 3. 「検証委員会」について

「検証委員会」は長崎県にて実施した。

### 3.1 「検証委員会」の概要

#### 【目的】

保護観察付執行猶予等を受けた障がい者の再犯防止や更生自立の為に地域生活支援を行うにあたり、地域社会内訓練事業（モデル事業）を実施すると同時に、「検証委員会」においては、「判定委員会」より示された福祉事業所での更生指導期間内での更生プログラムの効果（有効性）測定及び評価を行い、その障がいの特性にあった専門的支援を検証する。結果、対象者が社会適応能力向上により社会復帰可能な状態にあるかどうかを判定する。また、判定に係る判定方法・基準、機能等についても検討する。

#### 【役割】

- ・ 更生プログラムの実施における効果（有効性）測定及び評価検証と判定
- ・ 更生プログラムの内容、開発に関する助言
- ・ プログラム終了後の社会復帰に向けての環境調整等の助言
- ・ 「検証委員会」に係る判定方法・判定基準・機能・構成員・所属（検証実務者）・必要性等についてモ

デル的实践を通して検討していく

#### 【構成】

- ◎委員長  
学識経験者（教育・福祉・心理部門）
- 副委員長  
福祉の専門家
- 委員  
保護司会  
保護観察所  
教育庁特別支援教育室  
地域生活定着支援センター所長

※ 地域社会内訓練事業所所長

#### 【検証委員会の流れ】

判決から更生プログラム実施、「検証委員会」の流れと、「検証委員会」の支援の流れについては、図 7～8 にまとめた。

### 3.2 「検証委員会」の状況

平成 22 年度「検証委員会」は平成 23 年 3 月 5 日に 1 回開催した。

平成 22 年度は、地域社会内訓練事業所での訓練対象者は 7 名であり、まずは更生プログラム開発委員会と合同でプログラム作成の基礎となるアセスメントの内容や方法等について検討を行うとともに、更生プログラム作成プロセスへの参加・協力・助言を行った。また、中間評価においては、主に「判定委員会」を経て、「地域社会内訓練事業所」を利用している長崎 7 U 氏（「判定委員会」対象者 B 氏）と、「地域社会内訓練事業所」を利用している長崎 2M 氏を対象に、改善状況の確認や各種心理検査の結果を参考に支援のポイントや更生プログラムの修正・助言を行い、社会復帰に向けての支援がより効果的に実施されるよう関与した。

図7 判決～更生プログラム実施～検証委員会の流れと役割

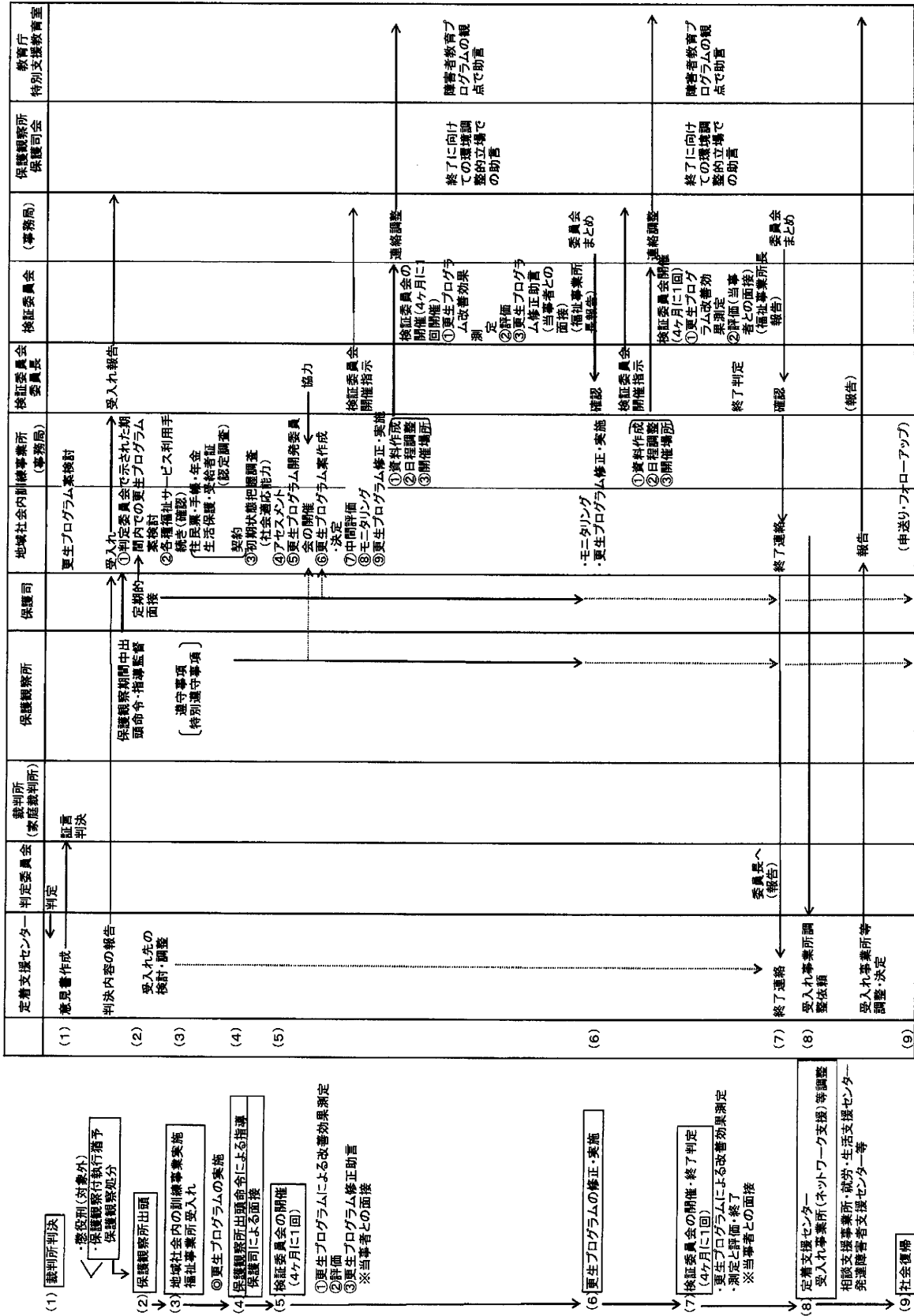
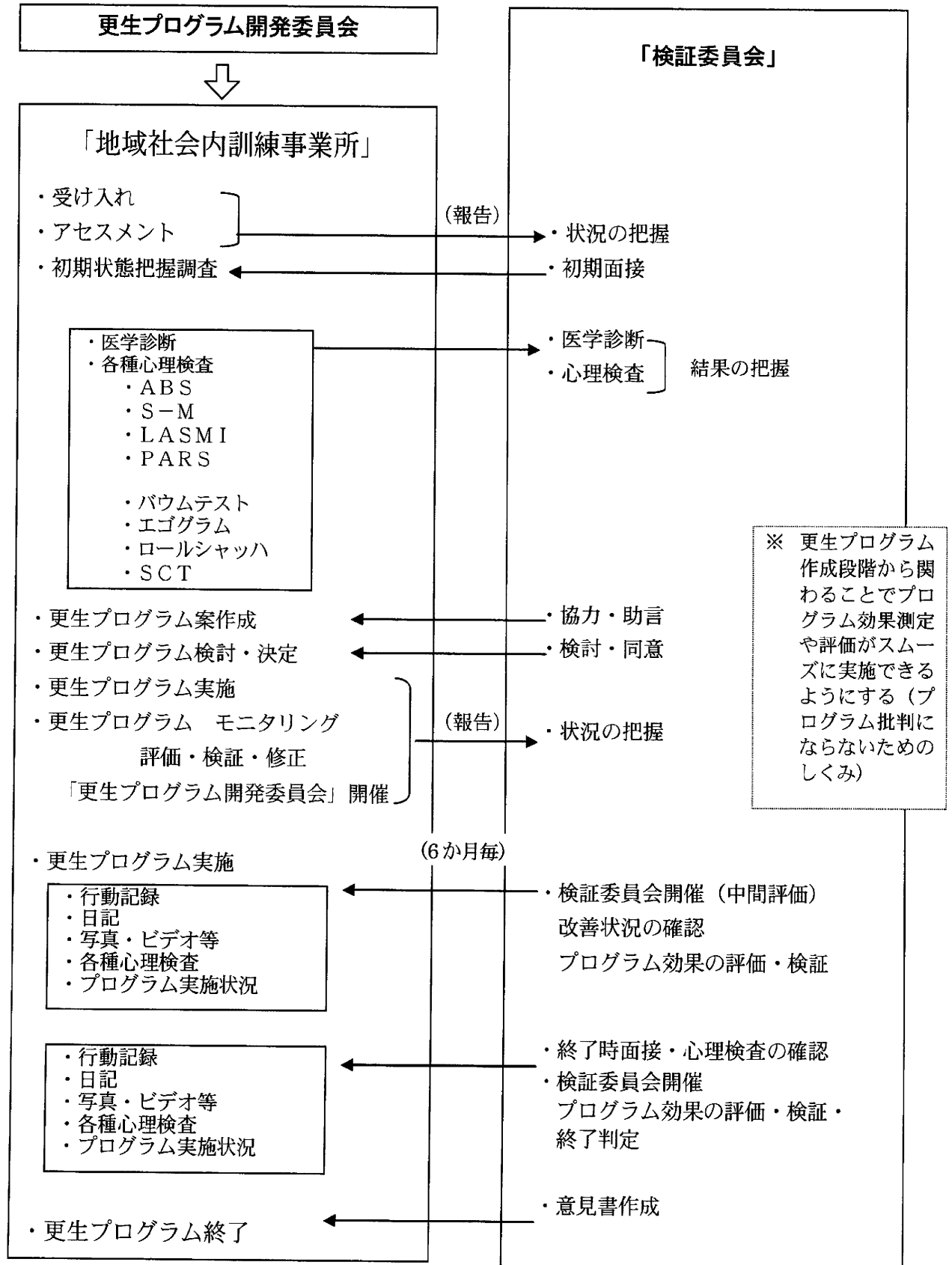


図8 更生プログラム実施に関わる検証委員会の役割



※ 更生プログラム作成段階から関わることでプログラム効果測定や評価がスムーズに実施できるようにする (プログラム批判にならないためのしくみ)

※更生プログラム開発委員会開催  
 ・更生プログラム検証  
 ・事例まとめ

※ 社会復帰における支援ポイントのまとめ  
 ※ 「意見書」を地域生活定着支援センターへ申し送り

あるが、その実態をみれば過度にその意義を強調することもできないと思われる。

## D. 考察

### 1. 「判定委員会」から明らかになった課題点について

#### 1.1 「判定委員会」のあり方、課題点等について

- ・ 今後、判定委員会及び地域社会内訓練事業に対する理解を求めていく上でも、対象者を知的障がい者や発達障がい者に限定しての実績作りが必要不可欠である。(対象者の範囲の問題)
- ・ (C氏のように、単に躁うつ病だけの対象者は、本研究の対象としてむかないのではないか)
- ・ 軽微な犯罪の場合は特に、「初公判・即日結審」となる場合が多いため、担当弁護士等より「起訴後後に相談を受け付けて支援を開始する流れ(本人面談→アセスメント→判定委員会の開催等)」では、時間的猶予がない。
- ・ そのため、被疑者段階(留置所)の早い時点で、担当弁護士が障がいに気付く仕組み作り(例:「障害の疑いを気付くための簡易スケール」等)が必要である。「判定委員会」では「障害の疑いを確認するための簡易スケール」(参考資料-8)を試作した。
- ・ 発達障がいのような「障がい」が特に見え難い対象者(知的能力は高いけれども、不適応を起こしやすい等)の「障がい」を、被告人段階で立証していくための時間的困難性(通常、複数回の診察等が必要)。

#### 1.2 障がい者に係る刑事訴訟法の課題点等について(今回の取り組みを受けて)

- ・ 今後、「判定委員会」及び「地域社会内訓練事業」に対する理解を求める活動が重要になる。そのためにも、対象者を限定しての実績作りが必要不可欠である。
- ・ 被疑者段階での「障がい」への気付きに対する課題が大きい。担当弁護士の「気付き」への取り組みが必要。(簡易スケールの作成等)

#### 1.3 障がい者に係る刑事訴訟法の課題点等について(今回の取り組みを受けて)

##### 1.3.1 「福祉サイドの意向(保護観察付執行猶予の必要性)」と刑事弁護の方針とのずれについて

たとえば、保護観察は被告人にとって不利益処分であり、福祉サイドにおいて、その有用性を指摘されたとしても、刑事弁護人として保護観察処分を求めることは難しい。

また、保護観察は遵守事項を設定し補導援護をするものであって、社会内処遇として一定の積極的意義も

##### 1.3.2 検察官による証拠不同意の壁

B氏の控訴審において、公的機関の資料は同意されたが、「判定委員会」による意見書や福祉サイドが提出した証拠資料という民間作成のほとんどが不同意であった(参考資料-7 参照)。公平な審理を行っていく上でも、民間というだけで簡単に「不同意」となる司法の壁は改善していく余地があるのではないか。

検察官が不同意とすることが予想される弁護側の証拠(意見書等)について、証人尋問でいかに内容をわかりやすく、かつ、的確に法廷で証言するかの工夫が必要。

また、弁護士だけでなく、検察官や裁判官にも障がい特性の理解及び定着支援事業等の周知・啓発が必要不可欠である。

##### 1.3.3 単純執行猶予における課題

単純執行猶予(保護観察がつかないもの)判決が見込まれる事案で、弁護人が保護観察付執行猶予を求めることは、不利益処分になることから難しい。

「地域社会内訓練事業」への受け入れに際して、保護観察付判決が是か非でも必要ということであれば、不利益処分とならない新たな保護観察制度の創設といった法改正が必要と思われる。

##### 1.3.4 再犯を誘発するような在宅起訴の問題性

犯罪の背景には、劣悪な家庭環境等が密接に関係していることが少なくない。そのため、在宅起訴が逆に犯罪を誘発し、本人に不利益を生じさせてしまう場合もあるため、犯罪抑制や本人保護の観点から「拘置所」での勾留があえて必要なケースもある。

また、食料品の窃盗等を繰り返しているケースには、単に「微罪処分」で済ますのではなく、処分の時点で警察と市町村福祉課・保護課等が連携し、その後の犯罪を抑制する仕組み作りも同時に必要である。

#### 1.4 ケース(支援対象者・被疑者、被告人)における支援上の課題又は気付きについて

##### 1.4.1 地域社会内訓練事業の更なる促進を

C氏のように、執行猶予の判決後に地域社会内訓練事業所の利用を拒否したケースがあったからといって、現取り組みを委縮すべきではない。

むしろ、公判・判決前に、対象者及びその家族に対して、福祉による支援を受けることの意義及び必要性をより丁寧に説明する必要がある。(但し、この場合、法



的拘束力に欠けることが課題である)

#### 1.4.2 「利用契約(福祉サービス)」の限界

福祉サービス(地域社会内訓練)は、対象者本人との「利用契約」が原則である。

支援対象者の中には、障がい認知の有無を問わず、福祉支援を拒否する対象者が複数存在する。

C氏のように執行猶予の判決後に「地域社会内訓練事業所」の利用を拒否した場合、「単純執行猶予(保護観察が付かない執行猶予)」であれば特に法的拘束力がなく、結果として福祉サービス(地域社会内訓練事業)利用は本人の意思に委ねられてしまう。

#### 1.4.3 福祉の支援(地域社会内訓練事業)を拒否する対象者についての考察

「刑務所がどんな場所なのか」「懲役とはどんなものなのか」「自由刑とはどんなものなのか」といったことを経験したことがない対象者(受刑歴がない)の場合には、仮に被疑者・被告人段階で福祉支援(地域社会内訓練)の必要性を訴えたとしても、対象者本人に「刑務所には行きたくない! 刑務所には戻りたくない!」といった強い意向がないため、福祉支援(地域社会内訓練事業)を利用する動機付けに欠ける場合が多い。一方、法的拘束力も弱い。

過去に福祉支援を受けたことがない対象者の場合、対象者本人にとっては「刑務所」も「地域社会内訓練事業所」も「同じレベル(どちらも嫌)」に認識しているのではないか。そのため、「福祉(地域社会内訓練事業)は必要ない(受けたくない)」と拒否しているように感じられる。

対象者が知的障がい者であれば特に、その障がい特性上、刑務所であっても福祉(地域社会内訓練事業)であっても自ら「経験」していないことを具体的に想像したり、判断することは容易ではない。

### 1.5 まとめ

#### 1.5.1 刑罰だけではなく、「更生」にも重きを置いた刑事裁判の必要性

被疑者・被告人段階での支援に関しては、「福祉(地域社会内訓練の利用)」への強い動機付けが必要不可欠であるため、刑事裁判においても少年審判でいう「試験観察」のような「中間的処分」の導入が求められる。

(例:被告人(障がい者)を相当の期間、裁判所の観察に付し、しばらくの間、被告人(障がい者)の様子(「地域社会内訓練事業所」の利用)を観察し、その経過を見た上で最終的な判決を下す。)

#### 1.5.2 福祉サービス(地域社会内訓練事業)への一定の法的拘束力の必要性

そのため、福祉サービス(地域社会内訓練)への導入・利用契約に際しては、以下のような一定の拘束力が必要不可欠であると思われる。

- ・ 「地域社会内訓練事業所」を居住地(身元引受人)とした「保護観察付執行猶予」判決
- ・ 判決前、さらには公判前に「保釈」の上、「地域社会内訓練事業所」での更生プログラムの開始。
- ・ 刑事裁判においても少年審判でいう「試験観察」のような「中間的処分」の必要性

#### 1.5.3 更生への動機付けとしての矯正施設(PFI 刑務所強化ユニット等)

過去、矯正施設に入所してもその出所後の支援がなかったことで、累犯に至る障がい者・高齢者は少なかつた。しかし、矯正施設入所中から出所後までの支援が地域生活定着支援センター等によって成される仕組みが現にあるのであれば、被疑者・被告人段階で福祉支援を拒否する障がい者の更生への「動機付け(例:もう刑務所へは戻りたくない!)」として「矯正施設」へ入所するというのも大きな「教育的経験(効果)」に成り得ると考えられる。

また、近年は矯正施設においてもPFI刑務所の「特化ユニット」に見られるように、障がいを有する受刑者には、その障がい特性にあった生活訓練や社会適応訓練、さらにはロールプレイといった心理的アプローチでの処遇が、臨床心理士や社会福祉士等の福祉専門職によって実施されるようになってきているため、障がいを有する被疑者・被告人への更生支援に際しては、上記内容も踏まえ「矯正施設=更生を支える一つの社会資源」として捉えた視点も一方では重要なのではないかと。

### 2 「更生支援プログラム開発会」での長崎県でのモデル的実践で確認できた点と課題点

#### 2.1 確認できた点

##### 2.1.1 人と人との信頼関係の構築から全ては始まる(特に家族との関係性の再構築)

家族とのふれあい(連絡・面会)によりエンパワメントが強化され、更生及び訓練への意欲が高まり、利用者が大切に想う人との関係性の構築・再構築がまず重要である。職員においては、まず理解者・応援者として、利用者の生きにくさ、生きづらさを理解しようとする姿勢・

肯定的な受容が大切である。特に良好な人間関係の構築に効果的であったのは、母親や家族と類似している世話人の支援であった。利用者の心の結びつき、信頼感、安心感の形成には、父親・母親代わりの世話人の役割が重要である。

### 2.1.2 アセスメントを丁寧におこなうことの重要性

利用者の生育歴、家族関係、犯罪歴等から問題行動の要因・背景を徹底的に検証することが重要である。また精神科医師、心理検査等の客観的所見、助言も大変参考になるものであった。アセスメントを多角度の視点から丁寧に行うことが、更生支援プログラム作成には不可欠であり、触法障がい者支援の大きなポイントである。犯罪の背景となっている心理学的、社会的問題を洗い出し考察を深めることが大切である。

### 2.1.3 発達障がい者に対する支援の要点

厳しさ、枠組は必要であり、ルールを明確に示すことが重要である。

目安・目標がないのが発達障がいの人の不安要素となるので、最初の更生支援プログラムの説明が本人に響くものでなければならない。特に自閉症の方については、違う思考パターンを持つという考え方が重要であり、自閉症の方の感じ方、感情の起こり方を支援者が理解できないと効果的な訓練はできない。感情の学習については、感情の理解が難しいため、一つひとつ解りやすいように詳しく説明が必要である。

## 2.2 課題点

### 2.2.1 契約制度の限界(保護観察所との連携支援の有効性)

公判中から関与し、裁判で福祉事業所は受け入れると証言し、本人も利用することに同意すると証言し結果執行猶予判決であったが、判決後は本人の意思で福祉を利用せず訓練に至らなかったという事例が生じた。理由は「自分は障がい者ではないので支援は不要」ということであった。本人にかなりの覚悟・モチベーションがなければ訓練に向き合うことができない。ましてや、障がい受容・認知が必要な場合は、当然葛藤が生じ、訓練の拒否、途中断念が十分に考えられる。従って、公判での約束を実行するためには、地域社会内訓練への強制力として保護観察付判決が強く求められる。

### 2.2.2 各専門機関(特に公的機関)との協働支援(チーム支援)が必要

公判に各種資料を提出しても公的機関からの資料のみが証拠採用されるという実情である。

したがって、社会福祉法人の1事業所(トレーニングセンターあいりん)だけで更生支援を実施・完結するのではなく、公的機関と協働で実施し、福祉的更生支援の有効性を実証していかなければならない。今後の実績の積み重ねにより福祉事業所の社会的役割を確立していかなければならない。特に保護観察所、都道府県発達障がい者支援センター、都道府県障がい者支援センター(判定機関)、医療機関との連携が有効である。

## E. 結論

平成22年度の「判定委員会」の実施者は4名であったが、それぞれの公判を通して、様々な課題点や示唆を与えるものが浮き出て来たように思われる。

「判定委員会」については、平成22年度は、長崎県内での被疑者又は勾留中の者を対象にしたが、平成23年度は地域を広げ、福岡・佐賀・熊本も対象地域と位置付け、「判定委員会」の機能の拡充に向けて実践していきたい。実績件数を増やし、より客観性、信憑性の高い最終まとめとしたい。

「更生プログラム開発委員会」については、支援経過をみるとアセスメントが終了し個別支援を計画作成し、実施している段階である。本格的なプログラム開発はこれからというところもあるが、引き続き、それぞれの対象者へのアセスメント、個別支援計画作成、実施、検証を通して、個人の特徴に応じた各更生プログラムの有効性を示していきたい。また、プログラム開発においては、各関係機関と連携し、有効な教材や地域資源等の活用についてもまとめていきたい。

「検証委員会」については、障がいの特性や個人の背景・心理等に応じての専門的理解と支援が更生プログラムに的確に反映され、支援に結びつき、効果となり得ているかを測定、評価するという役割の必要性が見えてきた。引き続き事例を増やすことで検証委員会が果たす役割や機能・ジャッジにかかる尺度、資料等の活用についても具体的にまとめていく。

これらモデル的実践を継続し事例を積み重ねると共に「地域社会内訓練事業」における「判定委員会」「更生プログラム開発委員会」「検証委員会」の機能や役割、必要性、効果等を検証し、触法・被疑者となった障がい者に対して、福祉的支援体制を構築することをさらに目指したい。

## F. 研究発表

1. 論文発表  
なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

なし

## 参 考 資 料

参考資料-1	【判定委員会】上申書.....	28
参考資料-2	【判定委員会】意見書.....	29
参考資料-3	【判定委員会】意見書に係る理由書.....	30
参考資料-4	【判定委員会】確約書.....	31
参考資料-5	【判定委員会】確約書.....	32
参考資料-6	【判定委員会】B氏の控訴審に係る提出資料一覧表.....	33
参考資料-7	【判定委員会】B氏の控訴審に係る「証拠資料」同意／不同意一覧表.....	34
参考資料-8	障害の疑いを確認するための簡易スケール.....	35